

体の健康チェックでかくれた病気を早期発見！ 早期治療！

人間ドック助成制度のお知らせ

■助成対象

国民健康保険加入者

前回人間ドックの助成を受けてから1年以上経過している35歳以上の方で、国民健康保険税を滞納していない方。

後期高齢者医療保険加入者

前回人間ドックの助成を受けてから1年以上経過している方で、後期高齢者医療保険料を滞納していない方。

■助成の範囲

人間ドックに要した経費の70%（ただし最高7万円、千円未満切り捨て）

■申請に必要なもの

- ①領収書
- ②通帳（振込先口座番号の分かるもの）
- ③印鑑（認印） ④保険証
- ⑤人間ドック成績表の写し（40歳以上の方は腹囲測定結果のあるもの）

※人間ドックの成績は、特定健康診査を受診したものと採用させていただきます。

※特定健康診査を受診した方は、人間ドックの助成は受けられません。

※医療機関の指定はありません。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎76-5405



樹木粉碎機を貸し出しています

町では、森林や竹林の整備等で発生した、樹木や剪定枝葉を細かい木片に粉碎する樹木粉碎機の貸し出しをしています。7m程の強じんな竹も30～40秒ほどで粉碎することができ、粉碎後の木材チップや竹粉は肥料などの資源としても利用できます。貸し出しを希望される方は、貸出日の3日前までに申請が必要です。

■貸出対象者

行政区、農家組合、森林組合、ボランティア団体等

■貸出期間

貸出日および返却日を含め7日以内

（ただし、返却日が休日の場合はその日の翌日）

■賃借料

1日当たり2,000円

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎76-5404



いいみらい 11月30日は「年金の日」です！

“国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日”として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」とすることとしました。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、佐原年金事務所にお問い合わせください。



お問合せ●佐原年金事務所

☎ 0478-54-1442

日本年金機構

☎ http://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット

検索

あなたの財産を守る制度です

だれもが安心して暮らせる社会を目指して ～成年後見制度～

急速に進む高齢社会。一人暮らしや、認知症高齢者の数が増えるなかで、「自己決定(自らの意思と行動)の尊重」と「本人の保護」との調和を理念とした成年後見制度のより一層の有効活用が求められています。

◆成年後見制度って？

認知症や知的・精神障害などにより判断能力が不十分な方の不動産や預貯金などの財産を管理したり、よく分からないうちに自分に不利益な契約を結ばされるような悪徳商法などの被害から守るための制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が本人を代理して契約等の法律行為などを行います。

制度についてのお問合せ●保健福祉課福祉係 ☎76-3185

◆研修会を開催します

成年後見制度の理解を深めていただくため、お笑い芸人とのやりとりなどを通して、おもしろおかしく制度の概要や後見人の職務を学ぶ研修会を下記のとおり開催します。みなさまの参加をお待ちしています。

日時●平成26年11月29日(土) 午後1時30分～4時

場所●千葉市生涯学習センター(JR千葉駅東口または北口から徒歩8分)

定員●300名(申込先着順)

申込方法●申込書をFAXまたはメールにて送信

申込期限●11月20日(木)必着

参加費●500円(資料代)

申込書配布場所●社会福祉協議会および保健福祉課窓口

申込書は、千葉県社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます

<http://www.chibakenshakyo.com/>

申込・問合せ先●千葉県社会福祉協議会千葉県後見支援センター

☎043-204-6012 FAX043-204-6013 ✉smile@chibakenshakyo.com

平成27年度 多古こども園入園申請書を配付します

配付期間●11月10日(月)～14日(金)

配付方法●①多古こども園の在園児 → 園児を通して配付

②多古こども園に在園していない子

→ 多古こども園1階事務室で配付

(平日の午前8時30分～午後5時15分)

留意点●制度改正に伴い、在園児についても入園申請書の提出が必要となります。申請・受付方法など詳細については、申請書と一緒に配付する資料をご覧ください。

また、多古こども園以外の施設を希望する場合は、入所・入園に必要な手続きがありますのでお問い合わせください。

お問合せ●多古こども園 ☎76-6050

